

各 局 区 等 の 長 様

副 市 長
〔 行 財 政 局 財 政 室 〕

令和9年度予算の編成について（通知）

令和9年度予算の編成にあたっての基本方針等について、以下のとおり通知する。

1 基本方針

令和9年度は新京都戦略の最終年度として、庁内の常識にとらわれず、外部の視点を積極的に取り入れ、前例踏襲を排した「突き抜けた」挑戦、局の垣根を超えて「横串」を通した政策統合により、政策と改革を着実かつ果敢に推進することが必要である。

また、物価高騰や担い手不足など、市民生活・京都経済が直面する現下の課題に的確に対応するとともに、中長期的に目指すべきまちの姿を描き、地球温暖化や人口減少、地域コミュニティの希薄化等、社会の持続可能性に関わる問題に対して、バックキャストにより対策を講じ、将来世代に価値ある京都を引き継いでいく責任を果たさなければならない。

一方、本市財政は、堅調な市税収入の増や市債残高の着実な縮減等、一定の健全化が進んでいるものの、高齢化による社会福祉関連経費の増加が継続していることに加え、経済のインフレ基調に伴い、人件費、委託料、資材単価、金利等の行政コストが増加している。このため、市税収入の増加の大部分が義務的な経費の増加に充てられ、新たな施策も含めた各種事業に活用できる財源は容易に増やすことができず、決して余裕のある財政状況ではない。

また、現在は堅調な市税収入についても、今後は人口減少による減収が危惧される。歳出面においては、施設の老朽化が進展する中、投資事業の効果を見極めたシビアな優先度の判断と、確実な財源確保が重要な課題となってくる。

このため、令和9年度予算編成にあたっては、次の3点を基本方針とする。

（1）今と未来を見据えた京都の本質的価値の拡充と積極的な施策展開

京都の本質的な価値を守り、高めることを軸に施策を厳選・深化させること。今と未来の市民生活を基本に、真に必要な施策や高い効果が見込まれる事業については、縮み志向に陥ることなく積極果敢に予算を講じ、新京都戦略の完遂と将来世代への確実な投資や種まきを実行すること

（2）新京都戦略に掲げる財政運営目標の着実な実行と持続可能な財政基盤の確立

新京都戦略に掲げた財政運営目標である「特別の財源対策を講じない予算編成」と「過去負債の返済」を着実に実行すること。既存事業の徹底した検証・厳選・深化を通じた政策効果の最大化に取り組むことはもとより、特に投資事業においてはシビアな優先度の判断を行うとともに、特定財源の確保に努め、健全で持続可能な財政運営

に繋げていくこと

(3) 官民共創・民間投資の誘発と未来視点・成果志向の意思決定

限られたリソースの中で効果を最大化させるため、民間の資金・知恵・起業家スピリットを呼び込む「官民共創・民間投資の誘発」を強力に推進すること。部分最適にとどまることなく、全庁的な視野に立ち、20年・30年先を見据えた未来の京都に対する責任を果たす覚悟を持って、全庁の総力を結集し、最も価値の高い成果を生み出すこと

2 予算編成に当たっての留意事項

- (1) まちの目指すべき姿と現在地を的確に把握・共有したうえで、各局区等が保有する政策手段（施策、事業、権限、補助金等）や行政資源（予算、人員、施設、ノウハウ、ネットワーク等）の全体像を明確にし、本市が目指す将来像の実現や局横断的な課題の解決に向けて、それらを最大限に活用した主体的な企画・立案を行うこと
- (2) 可能な限り定量的・定性的なデータを活用して既存事業の検証を行ったうえで、成果が上がっていないものは果断に見直し、目指すべき姿に対する効果を最大化するとともに、事業効果の市民への説明責任を果たすこと
- (3) 外部の視点を取り入れることにより、自らの政策について視野を広げて捉えなおし、イノベーションや成長の仕掛けをつくるため、多様な主体と対話を重ねること。また、民間活力の導入、民間資金の確保、公民連携手法の活用を一層推進すること
- (4) 行政が投入できる人材・資金の総量制約が厳しくなっていることを十分理解したうえで、職員の育成・モチベーション向上、事業・業務のDX化・効率化・見直しなどの「しごとの仕方改革」を一層推進すること
- (5) 国、府、関係自治体との連携を強化すること。京都の特性や大都市の課題を踏まえた施策・支援を獲得するため、国に対して柔軟かつ戦略的に提案・要望を行うこと。府市協調の下、政策連携を進めるとともに、「大京都圏」の発想で、周辺自治体等との広域的な連携を図ること
- (6) 局への財源配分は、物価高騰・労務単価等の上昇を加味している。各局区等においては、総務省からの「地方の官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化等について」（令和8年7月7日付け総務省自治行政局行政課長、行政経営支援室長通知）の趣旨を踏まえ、物価高騰・労務単価等の上昇を予算額に適切に反映すること
- (7) 局配分枠を含めたすべての予算について、市長が責任をもって、最終的な採否及

び規模を決定する。各局区等においては、事業の必要性、緊急性、費用対効果について、これまで以上に精査を行うこと

- (8) 公営企業、独立行政法人については、更なる経営健全化を図るとともに、特別会計の適切かつ持続可能な運営に努めること